

佐賀県規則第26号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成10年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第12号その1（第13条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(四)</p> <table border="1" data-bbox="232 555 1099 922"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>1・2 略</td></tr> <tr><td>3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。</td></tr> <tr><td>4～7 略</td></tr> </table> <p>略</p> <p>様式第12号その2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 1023 1099 1396"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>1 略</td></tr> <tr><td>2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、当該施設等に提示してください。</td></tr> <tr><td>3～10 略</td></tr> </table>	略	1・2 略	3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。	4～7 略	略	略	1 略	2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、当該施設等に提示してください。	3～10 略	<p>様式第12号その1（第13条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(四)</p> <table border="1" data-bbox="1160 555 2027 922"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>1・2 略</td></tr> <tr><td>3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に<u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u>等及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。</td></tr> <tr><td>4～7 略</td></tr> </table> <p>略</p> <p>様式第12号その2（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 1023 2027 1396"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>1 略</td></tr> <tr><td>2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に<u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u>等を添えて、当該施設等に提示してください。</td></tr> <tr><td>3～10 略</td></tr> </table>	略	1・2 略	3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に <u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u> 等及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。	4～7 略	略	略	1 略	2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に <u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u> 等を添えて、当該施設等に提示してください。	3～10 略
略																			
1・2 略																			
3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に医療保険の被保険者証及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。																			
4～7 略																			
略																			
略																			
1 略																			
2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に医療保険の被保険者証を添えて、当該施設等に提示してください。																			
3～10 略																			
略																			
1・2 略																			
3 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、この証に <u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u> 等及び障害児入所医療受給者証を添えて、当該施設等に提示してください。																			
4～7 略																			
略																			
略																			
1 略																			
2 医療型障害児入所施設や指定発達支援医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児に係るもの）に入所・入院するときは、必ずこの証に <u>個人番号カード（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を受けることができるものに限る。）</u> 等を添えて、当該施設等に提示してください。																			
3～10 略																			

改正前				改正後	
様式第14号（第15条関係）				様式第14号（第15条関係）	
略				略	
指定 医療 機関	所在			指定医療機関	児童福祉法の規定により指定された医療機関
	名称				
	所在地				
	名称				
保険者名					
被保険者記号・番号		適用	区分		
支給認定年月日		略		支給認定年月日	
略				略	
注 略				注 略	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。